

政令第 号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十号）第二条第十一号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「九千三百二十七億四千八百七十四万五千円」を「九千二百五十六億九千七百十五万七千円」に改める。

附 則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

理由

最近におけるタンカーに係る保険契約の保険金額の国際的な水準に鑑み、特定賠償義務履行担保契約の要件に係る担保上限金額の算定の基礎となる金額を改める必要があるからである。